【資料編】

1　組織

（1）事務所の組織機構

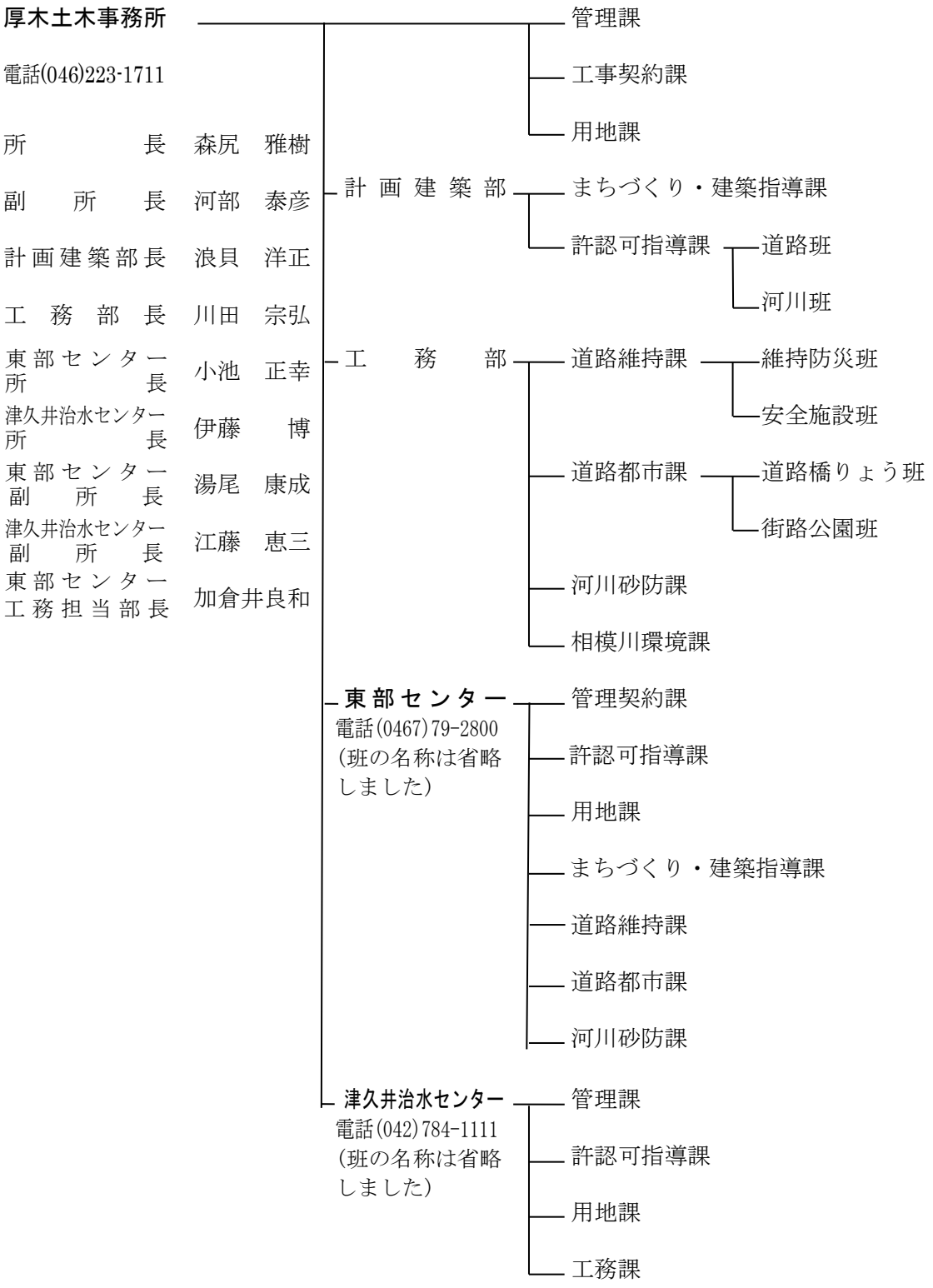

（２）職員の配置状況及び分掌事務

（令和７年４月１日現在）

組織	氏名	分掌事務	職員数						
			事務職員	技術職員	技能職員	臨時的任用職員	再任用職員	会計年度職員	計
所長	森尻雅樹	所の総括に関すること。	人	1人	人	人	人	人	1人
副所長	河部泰彦	所長の事務代理に関すること。	1						1
計画建築部長	浪貝洋正	部の総括に関すること。		1					1
工務部長	川田宗弘	部の総括に関すること。		1					1
管理課	課長 山本薫	公印、人事、文書の収受発送、予算経理（事務費）、物品の調達、財産管理及び所内の連絡調整等に関すること。	2				3	4	9
工事契約課	課長 今泉秀之	土木工事に関する入札及び契約並びに予算経理（事業費）に関すること。 使用料、手数料、その他の収入事務に関すること。	3			1		1	5
用地課	課長 片桐雄一郎	土木工事に関する用地の取得等、登記及び取得等に伴う損失の補償に関すること。	6			1			7
まちづくり・建築指導課	課長 山下正人	開発許可等の相談、審査に関すること。 まちづくりの指導等に関すること。 都市計画決定の連絡調整等に関すること。 建築確認等に関すること。 建築物の耐震改修の促進、バリアフリーの街づくり及び建築物の省エネルギーに関すること。 住宅金融支援機構の受託業務に関すること。		5					5
許認可指導課	課長 塩谷洋	道路、河川、砂防、急傾斜地及び公園等の管理取締りに関すること。 廃道敷、廃川敷等の管理に関すること。 境界の確定に関すること。	11			1		3	15
道路維持課	課長 岡本哲也 課長補佐 仲住明展	道路の維持管理等に関すること。 橋りょう補修、道路災害防除工事等に関すること。 交通安全施設等の整備工事に関すること。 許認可事務の技術指導、審査に関すること。	人	人 11	人 2	人	人	人 3	人 16

組　　織	氏　　名	分　掌　事　務	職　員　数						
			事務職員	技術職員	技能職員	臨時的任用職員	再任用職員	会計年度職員	計
道路都市課	課長 村松和茂	道路の新設及び改良工事等に関すること。 街路の整備工事等に関すること。 橋りょうの整備工事等に関すること。 都市公園の整備及び維持管理工事等に関すること。 道路構造物の整備工事等に関すること。		9		1		1	11
河川砂防課	課長 高木隆一	河川の改修及び維持管理工事等に関すること。 災害復旧工事に関すること。 砂防施設、急傾斜地施設等の新設及び維持管理工事等に関すること。 許認可事務の技術指導、審査に関すること。		5					5
相模川環境課	課長 杉浦　裕	相模川及び中津川の河川環境の維持保全に係る調査、企画、設計及び整備に関すること。		5		1			6
計			23	38	2	5	3	12	83

（３）沿革

明治 32 年 1 月 13 日　愛甲郡役所内に神奈川県第２区土木派出所として設置。

大正 13 年 6 月 1 日　神奈川県厚木土木出張所と改称。

昭和 2 年 3 月 1 日　愛甲郡厚木町 534 番地に事務所を新設。

昭和 35 年 2 月 19 日　土木行政事務の増加と建物の老朽化により、厚木市田村町 2-28 に庁舎及び倉庫等を新築し、厚木市厚木 534 番地から移転。

昭和 35 年 12 月 1 日　行政機関設置条例の一部改正により、神奈川県厚木土木出張所を神奈川県厚木土木事務所と改称。

昭和 35 年 12 月 1 日　行政組織規則の一部改正により用地課を設置、工務課を工務第一課、工務第二課及び工務第三課に分離設置。

昭和 40 年 4 月 1 日　行政組織規則の一部改正により庶務課を総務課と改称。

昭和 42 年 10 月 21 日　次長制がしかれるとともに行政組織規則の一部改正により工事契約課が設置され６課制となる。

昭和 44 年 7 月 16 日　行政機関設置条例の一部改正により相模原土木事務所を分離し、総務課を管理課と改称。

昭和 45 年 7 月 16 日　行政組織規則の一部改正により工務第一課、工務第二課及び工務第三課を道路補修課、道路都市第一課、道路都市第二課及び河川砂防課に改める。

昭和 47 年 4 月 22 日　神奈川県厚木南合同庁舎が完成。

昭和 47 年 8 月 1 日　行政組織規則の一部改正により許認可指導課が設置され８課制となる。

昭和 49 年 8 月 1 日　行政組織規則の一部改正により道路都市第一課、道路都市第二課を統合して道路都市課とし、河川砂防課を河川砂防第一課及び河川砂防第二課に分離設置。

昭和 54 年 6 月 1 日　行政組織規則の一部改正により管理部、道路都市部、河川砂防部が設置され３部制となる。

昭和 57 年 6 月 1 日　行政組織規則第 78 条の規定に基づき承認をうけて戸室駐在事務所を設置。

昭和 63 年 3 月 31 日　行政組織規則第 78 条の規定に基づき承認をうけて戸室駐在事務所を廃止。

平成 3 年 6 月 1 日　行政組織規則の一部改正により用地部が設置され４部制となり、用地課を用地第一課及び用地第二課に分離設置。

平成 7 年 4 月 1 日　行政組織規則の一部改正により道路補修課を道路維持課と改称。

平成 9 年 4 月 1 日　行政組織規則の一部改正により計画建築部並びにまちづくり推進課、建築指導課及び公園緑地課が設置され５部 12 課制となる。

平成 11 年 6 月 1 日　行政組織規則の一部改正により公園緑地課を公園課と改称。

平成 19 年 6 月 1 日　行政組織規則の一部改正により公園課を廃止。

平成 20 年 4 月 1 日　行政組織規則の一部改正により相模川環境課が設置され、５部 12 課制となる。

平成 21 年 4 月 1 日　行政組織規則の一部改正により管理部を廃止し、道路都市部及び河川砂防部を統合して工務部とし、３部 12 課制となる。

平成 22 年 4 月 1 日　行政機関設置条例の一部改正により、相模原土木事務所及び津久井土木事務所を統合。行政組織規則の一部改正により厚木土木事務所東部センター及び厚木土木事務所津久井治水センターを設置し、厚木土木事務所（本所）において用地部を廃止し、用地第一課及び用地第二課を統合して用地課とし、まちづくり推進課及び建築指導課を統合してまちづくり・建築指導課とし、河川砂防第一課及び河川砂防第二課を統合して河川砂防課とし、２部９課制となる。